

社外取締役の独立性判断基準

当社は、次のいずれの事項にも該当しない者について、独立性が認められる者と判断します。ただし、この独立性判断基準を形式的に充足している場合においても、具体的な状況に鑑み、実質的に独立性がないと判断することは妨げられないものとします。

- (1) 当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品またはサービスを提供している者であって、その取引額がその者の直前3事業年度のいずれかの年度における年間連結売上収益または年間連結売上高の2%を超える者をいう。）またはその業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者と同義とする。以下この独立性判断基準において同じ。）
 - (2) 当社の主要な取引先（当社が製品またはサービスを提供している取引先であって、当社の直前3事業年度のいずれかの年度における取引額が年間連結売上収益の2%を超える者をいう。）またはその業務執行者
 - (3) 当社から役員報酬以外に、その者の直前3事業年度のいずれかの年度において1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（金銭その他の財産を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当社から1億円以上を得ている団体に所属する者をいう。）
 - (4) 当社からその者の直前3事業年度のいずれかの年度において1,000万円以上の寄付または助成を受けている者（寄付または助成を受けた者が法人、組合その他の団体である場合は、当社から1億円以上の寄付または助成を受けている団体に所属する者をいう。）
 - (5) 過去10年間に於いて次の①または②に該当していた者
 - ① 当社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含む。）
 - ② 当社の親会社の子会社（当社およびその子会社を除く。以下同じ。）の業務執行者
 - (6) 次の①から③までのいずれかに掲げる者（重要な地位にある者（注1）以外を除く。）の近親者（注2）
 - ① 上記（1）から（5）までに掲げる者
 - ② 当社の子会社の業務執行者、当社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含む。）または当該親会社の子会社の業務執行者
 - ③ 過去3年間に於いて当社またはその子会社の業務執行者であった者
- （注1）重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役員および部門長ならびに監査法人または会計事務所に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
- （注2）近親者とは、配偶者および二親等内の親族をいう。